

令和3年5月20日

再弁明書

東大和市審理員  
伊野宮 崇 様

処分庁 中央公民館  
越中



審査請求人が令和3年2月26日付けで提起した「東大和市立中央公民館長が、2021年2月24日に審査請求人に対して行ったチラシ設置申請に対する口頭による不許可処分に対する審査請求」（2市審第1号）について、審査請求人は、令和3年4月27日（表記は2021.4.27）付け反論書（以下単に「反論書」といいます。）を提出しました。この内容について、次のとおり再弁明します。

- 1 審査請求人の反論書の記載内容は多岐にわたり、必ずしも処分庁の処分の適法・違法に関するものに限られるものではありませんが、ここでは、処分に関する次の3点に絞って反論するために、再弁明をいたします。
  - (1) 処分庁が審査請求人に対して求めた補正が適法なものであること。
  - (2) 補正を行えば配置するのかという審査請求人の問いかけに対する処分庁の回答が拒否処分には当たらないこと。
  - (3) 機関誌「自由と人権」と本件チラシとの取扱いの差が、処分庁の行為の違法性の根拠とはならないこと。

以下順次説明します。

- 2 処分庁の補正の求めが適法であることについて
  - (1) 審査請求人は、「自らの主張のとおりに変更しないのであれば配置できない」や、「変更しろ」と言っているのに等しい（反論書4ページ12行目）などと、処分庁の一方的な指示があったかのような主張をしております。しかし、処分庁は変更を命じたことはなく、むしろ、チラシの記載のうち、副次的な表記について補正を求めたものであります。しかも「公判日時」や「法廷」といった部分のみに絞って閲覧者の誤解が生じないような形で補正をお願いしたものであります。
  - (2) しかし、審査請求人は、「タイトルに「裁判ごっこ」とあるのを見れば、

その表記が「シェア」「ギャグ」「ジョーク」「諧謔」の一種であろうことは疑いもない」(反論書2 ページ17行目)、「公判があるのか?」「法廷はどこにあるのか?」などという疑問は生じようもない」(同21行目)などと強く主張し、また、当該チラシには連絡先が明記されていることを理由に公民館の管理業務にも支障が生ずることは「あり得ない」(同24行目)と断じて、処分庁の要望が汲み取られる余地は全くありませんでした。

- (3) 機関誌のように自己の思想信条を主張することを主たる目的としたものであれば、多少の誇張や諧謔的表記があっても、それは編集者の価値観に基づくものであって、処分庁が関与するものではありません。しかし、催し物の開催チラシの場合は、その性質が大きく異なり、催し物を、いつ、どこで、何が行われるのかという客観的な事実を伝えることを主眼として作成するものであります。来館者がチラシを見て注目する箇所も、「いつ」「どこで」「何が」行われるのかという部分です。このうち、「何が」の部分は、公民館運営事務処理取扱基準に抵触しない限り処分庁が関与することはありません。審査請求人は、係争中の訴訟事件について、提訴に至った理由を「揶揄」するために「シェア」の効いた表記を用いたようですが、それが催し物の内容に関する限り、審査請求人の自由であります。処分庁の態度はこの点で一貫しており、催し物の内容に関するチラシの記載だけでなく、実際に開催された「裁判ごっこ」なる集いにおいて何が話し合われたかについても、全く関与しないものであります。
- (4) 一方「いつ」「どこで」は、事実を記載する部分であります。チラシの閲覧者が、開催日時や開催場所を確認する部分であり、通常、この部分は、一般的な表記、すなわち、日時であれば「開催日時 令和〇年〇月〇日午後〇時から」など、開催場所であれば「開催場所 〇〇公民館〇〇学習室」などと記載されるのが一般です。しかし、このような客観的な事実を記載する部分について、審査請求人は、変則的な表記を使用し、これを、「シェア」、「ギャグ」、「ジョーク」、「諧謔」であって、閲覧者もそれを踏まえて受け取ることは「疑いもない」、「疑問は生じようもない」と断言しているのです。
- (5) しかし、この判断は、自己の感覚のみを判断基準とし、多様な受け止め方をする他の来館者が存在することを全く考慮していないものです。チラシは、その性質上、多数かつ多様な者に見られるものです。だからこそ、事実の部分は誰もが誤解のないよう客観的に記載すべきものですが、審査請求人は、「シェア」、「ギャグ」、「ジョーク」、「諧謔」等の要素を最重要視し、チラシの閲覧者が多様であること(世代だけに着目しても、児童から高齢者まで幅広い年齢層の方が公民館を利用していることは、審査請求人も十分承知しているはずであります。)に全く配慮することなく、補正前のチラシ

の表記にこだわったものであります。

(6) 処分庁としては、チラシの閲覧者が誤解し、事務室職員に問い合わせをするなど中央公民館の運営にも影響を与えるおそれもあることを考慮して、補正をお願いしたものであります。審査請求人は、「シャレ」、「ギャグ」、「ジョーク」、「諧謔」であって、チラシ閲覧者がそのように受け取ることは「疑いもない」、「公民館の管理業務にも支障が生ずることはあり得ない」と繰り返しました。

(7) 話合いが並行線となったこと背景としては、審査請求人は、自ら認めているとおり、市に対して提起した訴訟の原告であり、当該催し物は、まさにその訴訟をテーマとした集いであったことから、市側とはいかなる譲歩もしないとの考えのもとに、硬化した態度を崩さなかったのかもしれませんが。反論書の中で、処分庁について「バイアスがかかっていた、あるいは先入観があった」（弁明書5ページ6行目）と記載しておりますが、審査請求人自身がまさにそのような状態であったとの感が否めません。いずれにせよ、チラシの閲覧者が、「シャレ」、「ギャグ」、「ジョーク」、「諧謔」と理解するのが当然であり、誤解を生ずるおそれがないと、結論ありきの姿勢を崩さず、話合いの体をなさなかったのは残念であります。

(8) 処分庁が求めたことは、客観的な事実の表記に関することであって、審査請求人の催し物の内容に関するものではありません。しかも、チラシの閲覧者が注目する事項であり、補正を求めた動機も閲覧者の誤解の回避と公民館業務の円滑な運営のために、最小限の表記上の修正を求めたのでありますから、適法な行為であることは明らかです。

3 補正を行えば配置するのかという審査請求人の問いかけに対する処分庁の回答が拒否処分には当たらないことについて

(1) 処分庁と審査請求人の交渉は、上記のような状況でしたが、それでも粘り強く説明をしたところ、審査請求人から、補正をしたらチラシの配置を認めるのかという問いかけがありました。この問いかけに対する処分庁の回答をもって、審査請求人は、拒否処分があった旨の主張を展開しておりますが、そこには論理の大きな飛躍があり、合理的説明になっていない点を指摘します。

(2) 審査請求人は、処分庁の「直されたものを見なければわからない」との発言をもって、AやBやCを用いて処分庁の論理的矛盾を説示し、もって処分庁が強引な主張に基づいて配置を拒否したかのような主張をしています。ここで、審査請求人の表現を借りるならば、Aは原案、Bは補正、Cは配置を指すと思われます。そして、A（原案）をB（補正）すればC（配置）するのかという問いに対する処分庁の答えを、A（原案）をB（補正）しても

C（配置）をしない、と解して、処分庁の論理矛盾を非難し、いかなる対応をしても配置を拒否していると結論付けているようです。

- (3) しかし、処分庁は、補正をしても配置しないと発言したのではなく、「直されたものを見なければわからない」と発言したものであります。これは、現物を見ないと判断できない旨を伝えたにすぎません。事実、審査請求人は、この段階で、まだチラシの補正は行っておらず、しかも補正がどのような形で行われるか全く不明な状態でした。処分庁が求めたことは、どのような形で補正が行われるか現物を見たいということでした。現物を見て判断する主旨で発言したにもかかわらず、審査請求人は拒否があったと曲解したのであります。また、言語上の問題としても「分からない」という表現は「配置しない」とは異なります。判断を保留している表現に過ぎないのですが、これをもって審査請求人は「配置しない」と解釈しました。なぜこのような極端な解釈をしたかについては不明ですが（前述の「バイアス」がかかっていたのかもしれませんが）、いずれにせよ、審査請求人の主張には、論理的に大きな飛躍があり、合理的ではありません。
- (4) 繰り返しになりますが、処分庁の発言は、単に補正後の状態を確認したいという趣旨であって、相手方の行為を拒絶する意味合いは全くないのであります。

#### 4 機関誌「自由と人権」と本件チラシとの取扱いの差が、処分庁の行為の違法性の根拠とはならないことについて

- (1) 審査請求人は、自ら発行する機関誌「自由と人権」の取扱いと、本件チラシとの取扱いの違いをもって、処分庁の判断の違法性を主張しておりますので、この点についても反論します。

審査請求人が令和3年2月25日に持参した機関誌「自由と人権 No 3 (2021. 2. 24)」については、処分庁は確かに標記の不正確さを指摘しました。それは、同機関誌7ページに記載されていた「裁判ごっこ」の内容について、本件チラシの修正前の表記と同様の表記があったこと、及び本来「東大和市立中央公民館」と表記すべきところ「東大和市民館」と明記されていたので、その点を指摘したものであります。

- (2) 特に「東大和市民館」の部分は、「立」の字が欠落していることはともかく、公民館が中央館と4つの地区館の合計5つあるところ（別紙1「東大和市立公民館条例別表第1」参照）、そのうちのどの公民館を指すのか不明であり、また、審査請求人が「203法廷（学習室）」と記載して示そうとした「203学習室」は、南街公民館にも存在することから（別紙2「東大和市立公民館条例別表第2」参照）、このまま一般の閲覧に供すると混乱の要因になるおそれがあったためであります。その後、社会教育部長も交えそ

の内容を精査しました。社会教育部長は、審査請求人に対して、修正されたチラシの内容と同じようにすることは出来ないか修正を求めました。しかし、審査請求人の態度は、その求めに応じる理由はないとの強硬な姿勢に変化が見られなかったため、結果的に、修正していない機関誌を配置したものであります。審査請求人は、この事をもって、処分庁の判断が誤っている旨主張しますが、これは、チラシと機関誌の違いを無視したもので、全く理由のない主張です。

(3) 本件チラシは、その表記から明らかなように、令和3年3月7日東大和市立中央公民館203学習室において開催する「裁判ごっこ」と称する集いを一般の市民に知らしめるために作成されたものであります。一方、機関誌「自由と人権」は、同じ名前の団体「自由と人権」あるいはその代表者である審査請求人の意見、主張、感想などを記載した、ある種の広報誌であって、本件チラシのように特定の日時場所に関する事項を伝達することを主たる目的にしているものではありません。現に、当該機関誌「自由と人権 No3 (2021. 2. 24)」には、前述のようにチラシと同様の情報が記載されておりましたが、その記事は、全体8ページのうち7ページ目の下段の囲み記事として記載されており、記事の分量のうち、わずかな部分を占めるにすぎません。目次には記載されず、内容的にも、当該機関誌が取り上げたテーマのうち主たる部分ではなく、副次的な扱いのものであります。そうすると、その機関誌を閲覧した市民が「裁判ごっこ」の記事に着目して、その記載内容の意味を処分庁側に問い合わせるおそれは、相当に低いものと思われまます。また、その記事に疑問に感じた方も、機関誌の記事である以上、機関誌に記載の連絡先に問い合わせることが十分に考えられます。さらに「裁判ごっこ」を宣伝する当該チラシのほうはすでに補正がなされております。これらのことをも考慮して、配置を認めたものであります。

(4) チラシと機関誌の機能の違いや、公民館業務に与える影響の度合いなどを勘案すると、異なった取扱いをすることは当然であって、むしろ両者を同じものとして扱い、これを理由に処分庁の判断を違法であるとする審査請求人の主張は、前述の相違点を無視したものであって、失当であります。

## 5 証拠書類等の表示

別紙1 東大和市立公民館条例別表第1の写し

別紙2 東大和市立公民館条例別表第2の写し